

石川県公報

平成 24 年 11 月 30 日

第 1 2 5 4 9 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示			
県道の区域の変更	(道路整備課)	1	土地改良区の清算人退任公告 (経営対策課) 3
県道の供用の開始	(同)	1	平成24年度砂利採取業務主任者試験合格者 (河川課) 4
公 告			
大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課)	2	

告 示

石川県告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年11月30日から同年12月14日まで縦覧に供する。

平成24年11月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
金 沢 田 鶴 浜 線	河北郡内灘町字大根布り251番1地先から	旧	21.00～56.70 7,588.3	県央土木 総合事務所 津幡土木 事務所
	かほく市白尾△2番27地先まで	新	27.60～69.50 7,588.3	
穴水門前線	輪島市門前町荒屋ワ45番1地先から	旧	11.15～28.60 215.0	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	輪島市門前町荒屋ワ43番1地先まで	新	13.25～38.55 215.0	
輪島山田線	鳳珠郡能登町字太田原弐式字61番1地先から	旧	6.70～18.30 275.0	"
	鳳珠郡能登町字太田原へ字17番1地先まで	新	10.50～36.30 275.0	
"	輪島市三井町与呂見47番2地先から	旧	5.40～6.20 113.0	"
	輪島市三井町与呂見52番1地先まで	新	8.20～10.70 113.0	

石川県告示第543号

次のとおり県道の供用を開始したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成24年11月30日から同年12月14日まで縦覧に供する。

平成24年11月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の縦覧場所
金 沢 田 鶴 浜 線	河北郡内灘町字大根布り251番1地先から 河北郡内灘町字大根布り8字1番1地先まで	平成 24 年 11 月 30 日	県央土木 総合事務所 津幡土木 事務所

穴水門前線	輪島市門前町荒屋ワ45番1地先から 輪島市門前町荒屋ワ43番1地先まで	〃	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
輪島山田線	輪島市三井町本江イ38番3地先から 輪島市三井町本江ト4番1地先まで	〃	〃
〃	鳳珠郡能登町字太田原老式字61番1地先から 鳳珠郡能登町字太田原へ字17番1地先まで	〃	〃
〃	輪島市三井町与呂見47番2地先から 輪島市三井町与呂見52番1地先まで	〃	〃

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成24年11月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

HARD OFF・OFF HOUSE・Hobby OFF 金沢諸江店
金沢市諸江町上丁446番地

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ブック宮丸金沢北店

(変更後) HARD OFF・OFF HOUSE・Hobby OFF 金沢諸江店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ブック宮丸 代表取締役社長 宮本 秀夫

金沢市安江町19番4号

(変更後) 株式会社マルツ電波 代表取締役 土谷 秀靖

福井県福井市豊島2丁目7番4号

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時から翌午前0時まで

(変更後) 午前10時から午後8時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から翌午前0時30分まで

(変更後) 午前9時30分から午後8時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3箇所

(変更後) 4箇所

- 3 変更する年月日
平成24年11月23日
- 4 変更に係るもの以外の事項
- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,359平方メートル
- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の収容台数
54台
- イ 駐輪場の位置及び収容台数
28台
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積
16平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
17立方メートル
- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 9 時から午後 6 時まで
- 5 届出年月日
平成24年11月19日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成24年11月30日から平成25年 4 月 1 日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成25年 3 月27日
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県商工労働部経営支援課

土地改良区の清算人退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 2 項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨の届出があった。

平成24年11月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

門前農地開発土地改良区

氏 名	住 所	退 任 年 月 日
谷 内 憲 三	輪島市門前町原への77番地	平成24年 8 月23日
木 場 六 一 郎	金沢市弥生一丁目33番13号	〃
大 門 太 一	輪島市門前町荒屋二の76番地	〃
高 幸 甚	〃 門前町貝吹口の38番地	〃
皆 川 隆 夫	〃 門前町宮古場り部167番地	〃
垣 内 正 三	〃 門前町西円山13の129番地	〃
林 イ サ	〃 門前町浦上117の51番地	〃
竹 島 和 男	〃 門前町浦上58の21番地	〃
宮 本 正 樹	〃 門前町浦上55の79番甲地	〃
岡 山 繁	〃 門前町浦上46の 9 ・ 10乙合併番地	〃
中 村 隆 一	〃 門前町南力の11番地	〃
中 山 ふ み え	〃 門前町大切14の24番地	〃

判 田 良 樹

” 門前町山是清24の5番地

”

平成24年度砂利採取業務主任者試験合格者

平成24年11月9日に実施した平成24年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

平成24年11月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

受験番号

(大) 2、(南) 1、(南) 3、(津) 1、(津) 2